

オーストラリアにおける国別報告書(CbCR)等の情報に係る開示について

April 2023

In brief

オーストラリア政府は、多国籍企業に対する法人所得税の透明性を確保するための政策パッケージとして、国別報告書(CbCR)の提出義務がある特定の大規模多国籍企業グループに対して、新たなCbCRの情報、並びに他の追加的な税および財務情報の開示を求める法案¹を発表しました。

この法案が成立しますと、グループの親会社がオーストラリアまたは国外の事業体かどうかに関係なく、オーストラリアにおいてオーストラリア居住事業体または恒久的施設を通じて事業を行う特定の大規模多国籍企業グループに適用されます。また、本法案が成立した場合には、2023年7月1日以降開始する事業年度から適用されます。

本ニュースレターでは、オーストラリアにおけるCbCR等の情報開示に係る法案の概要について解説します。

In detail

1. 適用対象となる多国籍企業グループについて

適用対象となる多国籍企業グループは、当該年度の年間グローバル収益が10億豪ドル以上の多国籍企業グループであって、オーストラリアにおいてグループのメンバーであるオーストラリア居住事業体または恒久的施設を通じて事業を行う多国籍企業グループとされています。従って、グループの親会社がオーストラリア居住事業体であるか国外の居住事業体であるかに関わらず、上述の基準を充足する多国籍企業グループは適用対象となります。

2. 開示対象となる情報について

開示対象となる情報については、以下のとおりとされています。

・CbCRに係る情報として、以下の情報を多国籍企業グループが事業を行っている国ごとにグループレベルで開示

- 主な事業活動の説明
- 従業員数
- 非関連者からの収益
- 税引前当期利益(損失)
- 納付税額
- 発生税額

¹ <https://treasury.gov.au/consultation/c2023-383896>

- ・更に、CbCRに係る情報に加えて、以下の情報について開示
 - グループにおける税へのアプローチ
 - 国ごとの国外関連者からの収益
 - 国ごとの国外関連者に支払う費用
 - 国ごとの有形・無形資産のリストおよび簿価
 - 国ごとの実効税率²
 - 発生税額と当該国での適用税率を税引前当期利益(損失)に乗じた金額との差異の理由

法案説明草案によれば、上記のCbCRからの更なる追加的情報について、関連者間取引の状況や無形資産の増加はコーポレートガバナンス・リスクを特定する指標であり、これらの情報の組み合わせによって多国籍企業グループの税務に関する全体像を公に提供することを意図したものと説明しています。

適用対象となる多国籍企業グループの親会社は、上記情報について、事業年度終了の日から12カ月以内に定められたフォームに従い、オーストラリア税務当局に対して提出し、オーストラリア税務当局は速やかに政府のウェブサイトで公表することとされています。

適用については、本法案が成立した場合には、2023年7月1日以降開始する事業年度から適用されます。なお、上述の情報開示義務を遵守しなかった場合には罰則の対象となることとされています。

The takeaway

今回、オーストラリアにおいて、多国籍企業グループに対する税の透明性を確保することを目的として、CbCR等に係る情報の開示に関する法案が公表されました。CbCR等の開示については、既にEUにおいて、EU域内に一定規模の子会社や支店を有する多国籍企業に対するCbCRの開示に係るEU指令が採択³、発効され、EU加盟国においては、現在、当該指令の国内法への置き換え手続きが進められています。

今回のオーストラリアにおける情報開示に係る法案は、グループにおける税へのアプローチに係る説明や国ごとの実効税率など、CbCRで求められている情報以上の事項について開示が求められており、留意が必要です。また、本法案では、多国籍企業グループのメンバー事業体が所在し事業活動を行っているすべての国ごとの情報開示が求められており、EU指令に基づく開示に比べ(EUにおける開示では、各EU加盟国、「EUブラックリスト」⁴に掲載されている国・地域、および「EUグレーリスト」に2年以上連続で掲載されている国・地域における国別情報を開示)、より詳細な国別の情報の開示が求められています。

多国籍企業グループに対する税情報の開示については、税の透明性確保の観点から、今後も国際的な潮流としてグローバルで情報開示の方向性がさらに進んでいくものと想定されます。我が国企業においても、このような各国における納税情報の開示に係る法制化への対応として、税務ガバナンスのより一層の強化を図るとともに、国別の情報開示に係る事業活動と納税額との相関性・相応性について公の監視に耐え得るよう説明責任を果たすべく、税務ポジションの更なる明確化に努める必要があるものと考えます。

² GloBE Model Rules 5.1 に従い算定

³ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CONSIL:ST_9547_2021_INIT&from=EN

⁴ 「EUブラックリスト」は、税務上の非協力的国・地域としてEUリスト付属書Iに掲載されている国・地域。「EUグレーリスト」は、国際的な税務基準(税の透明性・公正な課税の観点から、情報交換の積極的な実施、有害税制を有していない等)を未だ満たしていないが改正にコミットしているとしてEUリスト付属書IIに掲載されている国・地域。

<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-6375-2023-INIT/en/pdf>

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/02/14/taxation-british-virgin-islands-costa-rica-marshall-islands-and-russia-added-to-eu-list-of-non-cooperative-jurisdictions-for-tax-purposes/>

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

東京事務所 〒100-0004 東京都千代田区 大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー	大阪事務所 〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号 グランフロント大阪 タワーA 36 階	名古屋事務所 〒450-6038 愛知県名古屋市中村区名駅 1 丁目 1 番 4 号 JR セントラルタワーズ 38 階
パートナー 野田 幸嗣	パートナー(大阪) 池川 恭史	パートナー 井ノ口 和均
パートナー 大橋 全寿	パートナー 黒川 兼	パートナー 竹内 千尋
パートナー 永藤 剛基	パートナー(大阪) 中牟田 賢志	パートナー 早川 直樹
パートナー(名古屋) 船谷 晃一	パートナー 水島 吾朗	パートナー(PwC 英国出向中) 宮嶋 大輔
パートナー 大和 順子	パートナー(大阪) 吉田 愛	パートナー ライアン トマス
パートナー 浅川 和仁	ディレクター 城地 徳政	

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

www.pwc.com/jp/tax-academy

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 152 カ国に及ぶグローバルネットワークに約 328,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2023 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.